

指定障害福祉サービス事業所 管理者各位
指定障害児通所支援事業所 管理者各位

松戸市長 本郷谷 健次
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」に関する松戸市における対応について（通知）

平素より松戸市政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 4 月 28 日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」等について」（以下、「厚生労働省通知」という。）において、各種臨時的な措置について、通知がございました。

本市の基本的な対応は、厚生労働省通知に準じた取り組みを各事業所において行うところですが、下記内容について松戸市における対応をまとめましたので通知致します。つきましては、各事業所におかれましても、対応に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降のサービス提供に対し、下記取り扱いとすることを申し添え致します。

記

1 居宅でのできる限りの支援について

今般の厚生労働省通知に基づき、居宅への訪問によるできる限りの支援についてのみ、報酬算定を可能とします。

【厚生労働省通知より一部抜粋】

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取り扱い事務連絡(第7報) 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	<p>放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能</p> <p>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q8、Q9】</p>	<p>放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能</p> <p>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定</p> <p>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合</p> <p>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合</p>
----	---------	----------------	---	--

2 参考通知（松戸市通知）

- ・ 令和2年4月10日付け「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス提供（通所系サービス・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービスに限る）の臨時的な取り扱いについて」
- ・ 令和2年6月25日付け「令和2年7月以降の障害福祉サービス・障害児通所支援における臨時的取り扱いの継続について」
- ・ 令和4年12月19日付け「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いに係る具体的取扱いについて」

（厚生労働省 HP）



（松戸市 HP）



（問合せ先）

松戸市 福祉長寿部 障害福祉課

電話 047-366-7348